

沖縄県パートナーシップ届出者等が利用可能な南城市の行政サービス等一覧

| No | 制度・サービスの名称 | 対象・適用内容 | 証明書の提示・提出の要否 | お問い合わせ先 | |
|----|---------------------|---|--------------|---------|--------------|
| | | | | 担当部署 | 電話番号 |
| 1 | 要介護認定の申請 | パートナーも申請できる。 | 不要 | 生きがい推進課 | 098-917-5341 |
| 2 | 就学援助の申請 | 生計同一の子がいる場合、パートナーも申請できる。 | 不要 | 教育総務課 | 098-917-5361 |
| 3 | 住民票の記載 | 世帯主との続柄記載を「縁故者」とすることができる。 | 必要 | 市民課 | 098-917-5312 |
| 4 | 住居確保給付金の申請 | 生活実態等を確認し、同一世帯と判断されたら、同一世帯として認定される。 | 不要 | 社会福祉課 | 098-917-5334 |
| 5 | 障がい者のために運転する軽自動車税減免 | 身体障がい者等のために当該身体障がい者等と生計同一のパートナーが運転する場合、その運転する自動車について軽自動車税の減免申請ができる。 | 必要 | 税務課 | 098-917-5328 |
| 6 | 生活保護の申請 | 生計同一世帯である場合、同一世帯として申請できる。 | 不要 | 社会福祉課 | 098-917-5334 |
| 7 | 災害見舞金の申請 | パートナーは、見舞金の対象となるが、弔慰金は支給対象外となる。 | 不要 | 社会福祉課 | 098-917-5334 |
| 4 | 罹災証明書の申請(住宅) | パートナーも申請できる。 | 不要 | 秘書防災課 | 098-917-0256 |
| 5 | 親子手帳の交付 | 妊婦本人に交付できない場合、パートナーも交付を受けられる。 | 不要 | 健康増進課 | 098-917-5324 |
| 6 | 出産準備教室への参加 | パートナーも参加できる。 | 不要 | 健康増進課 | 098-917-5324 |
| 7 | 被災証明書(非住宅等) | パートナーも申請できる。 | 不要 | 秘書防災課 | 098-917-0256 |
| 8 | 各種証明書の交付 | 届出者が同世帯の場合、パートナーシップ証明書の提示をすることで同世帯の親族とみなし申請することができる。(委任状不要) | 必要 | 税務課 | 098-917-5328 |
| 9 | 国民健康保険制度(申請・相談) | 住民票上の同一世帯であれば、資格、給付、賦課、納付に関する申請、相談ができる。 | 不要 | 国保年金課 | 098-917-5327 |
| 10 | 後期高齢者医療制度(申請・相談) | 住民票上の同一世帯であれば、資格、給付、賦課、納付に関する申請、相談ができる。 | 不要 | 国保年金課 | 098-917-5327 |